

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第17号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（青少年健全育成協力員）</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 条例第12条の2第1項から第5項までに定めるインターネット利用環境</p> <p>キ 条例第12条の3第3項に定める携帯電話インターネット接続事業者等の説明</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2～7 略</p> <p>（フィルタリングの機能の基準）</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p>	<p>（青少年健全育成協力員）</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2～7 略</p> <p>（フィルタリングの機能の基準）</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p>

(1)~(3) 略

(4) インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）を利用して青少年を性交等の相手方となるように直接的かつ明示的に誘引するものその他犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引するもの

（改善事項報告書）

第6条 条例第12条の2第6項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

（フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない正当な理由等）

第6条の2 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 保護者が、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申出年月日

(2) 申出者の住所、氏名及び電話番号

（契約の締結等に当たって説明すべき事項）

第6条の3 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

(2) 当該携帯電話インターネット接続事業者が提供するフィルタリングの機能の内容

(1)~(3) 略

（改善事項報告書）

第6条 条例第12条の2第7項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

(3) 保護者がフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第1項に規定する正当な理由が必要であること。

2. 知事は、携帯電話インターネット接続事業者等に対し、前項第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条の4第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の4第2項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の4第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の4第3項の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。

5 条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第10条 略

2及び3 略

4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第3項の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)  
(青少年健全育成協力員)

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。

5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第10条 略

2及び3 略

4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第3条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)  
(青少年健全育成協力員)

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）  
（青少年健全育成協力員）

第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第12条の2第1項から第5項までに定めるインターネット利用環境

キ 条例第12条の3第3項に定める携帯電話インターネット接続事業者等の説明

ク 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

ケ 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

（2）条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

（3）青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

（4）その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、こ

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）  
（青少年健全育成協力員）

第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境

主 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

ク 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

（2）条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

（3）青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

（4）その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、こ

れを提示しなければならない。

7 略

様式第2号(第6条関係)

年月日
職氏名様 住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕
改善事項報告書
鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第6項の規定により、下記のとおり報告します。
略

注 略

様式第3号(第7条関係)

(表)

年月日
職氏名様 届出者 住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕
図書類の自動販売機等の設置届 がん具刃物類
図書類の自動販売機等を設置するので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第1項の規定により次のとおり届け出ます。
略

(裏)

略
---

様式第4号(第7条関係)

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

れを提示しなければならない。

7 略

様式第2号(第6条関係)

年月日
職氏名様 住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕
改善事項報告書
鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第7項の規定により、下記のとおり報告します。
略

注 略

様式第3号(第7条関係)

(表)

年月日
職氏名様 届出者 住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕
図書類の自動販売機等の設置届 がん具刃物類
図書類の自動販売機等を設置するので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。
略

(裏)

略
---

様式第4号(第7条関係)

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

略

注 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第6章 罰則

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命

略

注 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第6章 罰則

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命

令に違反した者

- 3 略
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 略
  - (2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 略
  - (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者
  - (3) 略
- 6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名

電話番号

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

注 略

( 裏 )

略

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名

電話番号

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

図 書 類  
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項変更届

図 書 類  
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項

令に違反した者

- 3 略
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 略
  - (2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 略
  - (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者
  - (3) 略
- 6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名

電話番号

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

注 略

( 裏 )

略

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名

電話番号

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

図 書 類  
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項変更届

図 書 類  
がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項

を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成  
条例第12条の4第2項の規定により次のとおり届  
け出ます。

略

様式第6号(第7条関係)

年月日
職氏名様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図書類 がん具刃物類の自動販売機等の廃止届
図書類 がん具刃物類の自動販売機等を廃止したの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第2項 の規定により次のとおり届け出ます。
略

注 略

様式第8号(第7条関係)

年月日
職氏名様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図書類 がん具刃物類 自動販売機等の表示票の再交付申 請書
図書類 がん具刃物類 自動販売機等の表示票につい て、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第5項 の規定により、次のとおり再交付を申請します。
略

注1及び2 略

様式第13号(第10条関係)

年月日

を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成  
条例第12条の3第2項の規定により次のとおり届  
け出ます。

略

様式第6号(第7条関係)

年月日
職氏名様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図書類 がん具刃物類の自動販売機等の廃止届
図書類 がん具刃物類の自動販売機等を廃止したの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第2項 の規定により次のとおり届け出ます。
略

注 略

様式第8号(第7条関係)

年月日
職氏名様
届出者
住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号)
図書類 がん具刃物類 自動販売機等の表示票の再交付申 請書
図書類 がん具刃物類 自動販売機等の表示票につい て、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第5項 の規定により、次のとおり再交付を申請します。
略

注1及び2 略

様式第13号(第10条関係)

年月日

<p>職 氏 名 様</p> <p>届出者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕</p> <p>利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書</p> <p>利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する同条例第12条の4第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p>	<p>職 氏 名 様</p> <p>届出者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕</p> <p>利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書</p> <p>利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する第12条の3第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p> <p>略</p> <p>注 略</p>
--	---

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～19 略</p> <p>20 条例第2条第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）<u>第12条の4第1項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（2）鳥取県青少年健全育成条例<u>第12条の4第2項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>21及び22 略</p>	<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～19 略</p> <p>20 条例第2条第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）<u>第12条の3第1項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（2）鳥取県青少年健全育成条例<u>第12条の3第2項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>21及び22 略</p>

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。